

航空自衛隊沖永良部島分屯基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類		工事仕様書
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	隊庁舎地区舗装工事		仕様書番号
			LPS-X-00-
品名 又は 件名			承認 作成 改正
			令和8年月日 令和8年6月18日
品名 又は 件名			作成部 隊等名
			第55警戒隊 基地業務小隊 施設班
1 工期	自 契約締結日 ～ 至 令和9年3月31日		
2 工事場所	航空自衛隊沖永良部島分屯基地		
3 工事概要	アスファルト舗装及び側溝敷設		
4 一般事項	4. 1 本仕様書に記載されていない事項は次に示すものとし、最新版を適用する。 (1) 防衛省整備計画局 土木工事共通仕様書 (令和2年3月30日) (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領「工事写真の撮り方」(令和5年版) (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (4) 週休2日制の試行について (通知) (防整備第1525号 令和8年1月23日) (5) 建設工事における猛暑を考慮した工期設定及び熱中症対策に係る費用について (通知) (防整備第23755号 令和7年10月17日) 4. 2 統制事項及び書類手続き 監督官の指示による。 4. 3 基地内入門手続等 (提示書類の基準) (1) 人員 (ア～エのいずれか。) ア パスポート イ 住民基本台帳カード (顔写真入り) ウ 個人番号 (マイナンバー) カード (カードの生年月日欄が西暦表示の場合、併せて在留カード等の提示が必要 (日本国籍保有者は、生年月日欄の年号 (昭和、平成等) 標記となっている。)) エ 免許証及び住民票 (発行日から6か月以内のもの。) (2) 車両 (ア～ウの全て。) ア 車両検査証 (原本) イ 自賠責保険証書 (原本) ウ 任意保険証書 (原本) (3) 入出門時間 入門08時15分から出門17時00分を基準とする。17時00分を超えて作業する場合は、監督官に報告し、残業届を提出するものとする。 4. 4 立入り 監督官の許可する場所以外の立入りは厳禁とする。		

4. 5 休憩等	休憩 (1200～1300基準)、喫煙及び飲食は、官側の指定する場所で行わなければならない。
4. 6 施工日時	(1) 本工事における施工時間は、0815～1700を基準とする。 (2) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「完全週休2日制工事 (土日)」の対象工事である。 (3) 完全週休2日制工事 (土日) が、達成できない場合は、官側と協議する。
4. 7 猛暑日における施工	工事場所において、WBGT値が31以上となる場合は、原則、施工を中止し、測定は適時行うものとする。ただし、熱中症対策等を実施し、安全に施工できる状態の場合はこの限りでない。また、WBGT値は契約相手方が確認又は測定を行うものとする。
4. 8 工事写真	(1) 監督官が許可した場所以外の撮影は禁止とする。 (2) 撮影はデジタルカメラ等を使用し、工事写真帳に整理し提出するものとする。 (3) 黒板等記載事項 (基準) ア 日付 イ 場所 ウ 契約相手方会社名 エ 件名 オ 内容 (施工内容又は検査項目) カ 撮影要領
4. 9 遵守事項 (共通)	(1) 原則として1枚ごとに黒板等を撮影範囲に入れるものとする。ただし、黒板等を撮影範囲に入れることで撮影に支障をきたす場合はこの限りではない。 イ 撮影時における黒板等の保持は、契約相手方が行うものとする。場所又は人数等の制限により保持が困難な場合は、自撮り棒の使用、壁面等に設置又は吊り下げる、床面に設置する等の工夫を試み、困難な場合又は適切な画が撮れない場合は、都度、監督官と協議するものとする。 ウ 各種検査及び施工内容の記載事項は、契約相手方が作成する工事写真帳貼付項目と同一とすることを原則とし、それによりがたい場合は、都度、監督官と協議するものとする。

隊庁舎地区舗装工事				
件名		令和8年5月 日		
隊長	副隊長	基業小隊長	施設班長	財産係
		了	了	了
航空自衛隊沖永良部島分屯基地				

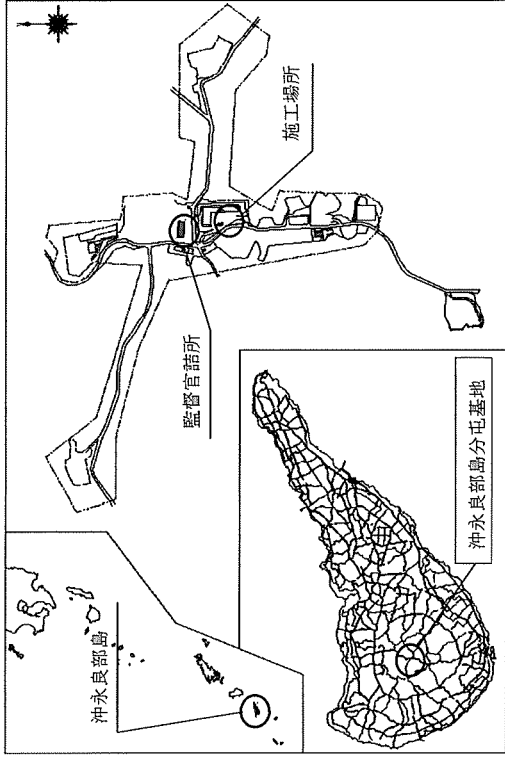
- (2) 工事
- ア 施工計画における施工種別ごと、施工の前中後を撮影し、それが明確に分かるように撮影する（接写可）ものとする。
- イ 施工後、隠蔽となる箇所は、監督官立会のうえ、隠蔽前に撮影するものとする。
- (3) 完成検査（現場）
- 必ず検査官の指差し確認の面を入れるものとする。

5 工事仕様

5. 1 規格及び数量（参考数量）

名 称	規 格 等	単 位	数 量
(1) とりこわし工事			
舗装版切断	アスファルト t=50	m	33.7
舗装版破碎・掘削・積込		m ²	804
殻運搬		m ³	40.2
(2) 土工事			
床掘り		m ³	18.0
基面整正		m ²	18.0
埋戻し		m ³	9.0
積込		m ³	13.0
土砂等運搬		m ³	13.0
(3) 側溝敷設工事			
基礎碎石	t=100	m ²	18.0
型枠		m ²	18.0
均しコンクリート	18-8-25 t=100	m ³	1.8
自由勾配側溝設置 （グレーチング込）	500×400×2,000 mm	m	30.0
インバート打設	18-8-25 t=50	m ³	0.9
モルタル工		m ³	0.1
既設側溝開口		箇所	1.0
(4) 路盤工事			
下層路盤	t=150	m ²	15.0
上層路盤	t=100	m ²	15.0
不陸整生		m ²	804
(5) 舗装工事			
表層（車道・路肩部）	再生密粒度アスコン(13) t=50	m ²	804
(6) 発生材処理			
現場発生土処分		式	1
産業廃棄物処分		式	1

5. 2 案内図及び施工対象



5. 3 施工要領

- (1) アスファルト舗装及び側溝敷設
別図のとおり。
- (2) 使用器具等

ア 契約相手方は、本工事に必要な資器材全てを準備する。

イ 契約相手方は、工事に供する消耗品を事前に準備（契約相手方の負担による。）する。官側施設の電気及び水を使用する場合、事前に監督官の指示する場所へメーターを設置する。その際の使用料は、契約相手方の負担による。

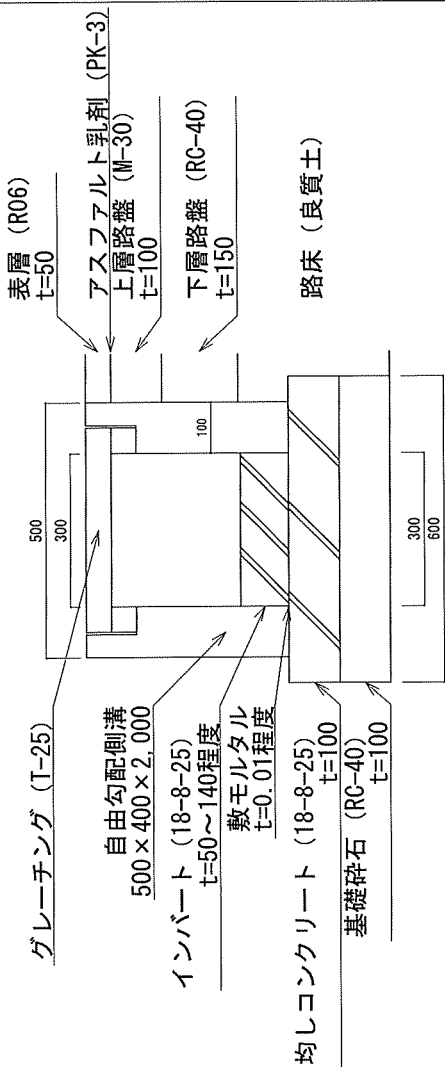
6 管理事項

6. 1 提出書類
- 契約相手方は、監督官の指示により下表の書類を作成し、遅延なく提出するものとする。

書類名称	提出期限	部数	備考
工程表	契約後、速やかに	1	定型様式
現場代理人通知書	同	同	同
着工届	同	同	同
施工体制台帳	同	同	関連法規等定型様式 （該当する場合）
発生材調査	その都度（複数回の場合、 纏めて提出する。）	同	定型様式
工事写真記録帳	完成検査受検前	同	任意様式
完成通知書	完成検査受検前	同	定型様式
引渡書	完成検査受検後	同	同
打合わせ簿	打合わせ又は協議の都度	同	同

7 監督・検査	8 特記事項				8. 1 疑義等 本仕様書又は工事中に疑義等が生じた場合は、都度、官側と協議するものとする。
	書類名称	提出期限	部数	備考	
	現場閉所実績報告書	翌月10日まで(完成月は、監督官が指定する日までに提出する。)	同	関連法規等定型様式	8. 2 材料 材料は別図に記載のもの又は同等品以上とし、仮設材を除き、すべて新品を使用するほか、契約相手方は、監督官が行う材料検査を受検し、その指示に従う。
	その他	指示後、速やかに	必要数	適宜	8. 3 施工 舗装については、水溜りができないよう勾配を考慮し、施工するものとする。
	6. 2 対象施設等不具合 契約相手方は、本工事中に対象施設等の不具合を認めた場合は、直ちに監督官に報告し、事後の処置は官側の指示による。				8. 4 発生材 発生材の分別、運搬、置場については監督官の指示に従うものとする。
	6. 3 安全管理 (1) 契約相手方は、施工にあたり、各種事故防止に万全を図るものとする。 (2) 契約相手方は、工事の実行に係る関連法規及び会社で定める安全管理規則等に基づき、施工するほか、細部については、監督官の指示に従うものとし、万一、事故等が発生した場合は、契約相手方の責任において速やかに処置しなければならない。 (3) 契約相手方は、施工場所に、工事に関する注意喚起の表示を設置するものとする。 (4) 契約相手方は、施工中に不具合事項等を見つけた場合、安全確保後、直ちに施工を中断し、監督官に報告するとともに、官側との打合わせにより原因探求するほか、必要な処置を施すものとする。				8. 5 産業廃棄物処理 本工事で発生した産業廃棄物は契約相手方において、速やかに収集運搬し適正に処理すること。また、産業廃棄物管理票の写しを監督官に提出する。
	6. 4 補償 契約相手方は、施工にあたり、建物、工作物及びその他に損害を与えないための必要な措置をとるとともに、万一、損害を与えた場合は、契約相手方の負担にて原状に復する。				8. 5 その他 細部不明な点は、都度、官側と協議するものとする。
	6. 5 秘密保全 (1) 撮影した写真及び電子データは、複製を厳禁とする。 (2) 契約相手方は、本工事に関するデータ作成について、ファイル共有ソフト等がインストールされているパソコン等を使用してはならない。 (3) 契約相手方は、監督官の指示する時期に、契約相手方の責任により、本工事に関する全ての電子データを消去するものとする。 (4) 契約相手方は、本工事にあたり直接又は間接的に知り得た事項について、第三者への提供又は公表を行ってはならない。 (5) 契約相手方は、本工事に関する一件書類を本工事関係者以外に貸出、複写、閲覧させてはならない。				
7 監督・検査	7. 1 監督及び検査 (1) 監督官及び検査官の指示による。 (2) 監督官は、契約相手方の施工状況を適時確認し、工期の管理、材料検査等を実施するとともに、施工中における必要な指示指導等を行う。 (3) 検査官は、施工完了後、現場及び提出書類をもって契約相手方の立会いのもと本仕様書に基づく完成検査を実施する。不具合等が生じた場合は、監督官を通じて契約相手方に処置を実施させる。				
	7. 2 受検準備 契約相手方は、完成検査受検前に、工事写真記録帳を綴じない状態で監督官へ提出し、確認を受けるほか、細部は監督官の指示による。				

A-A' 標準断面図 (1/10)



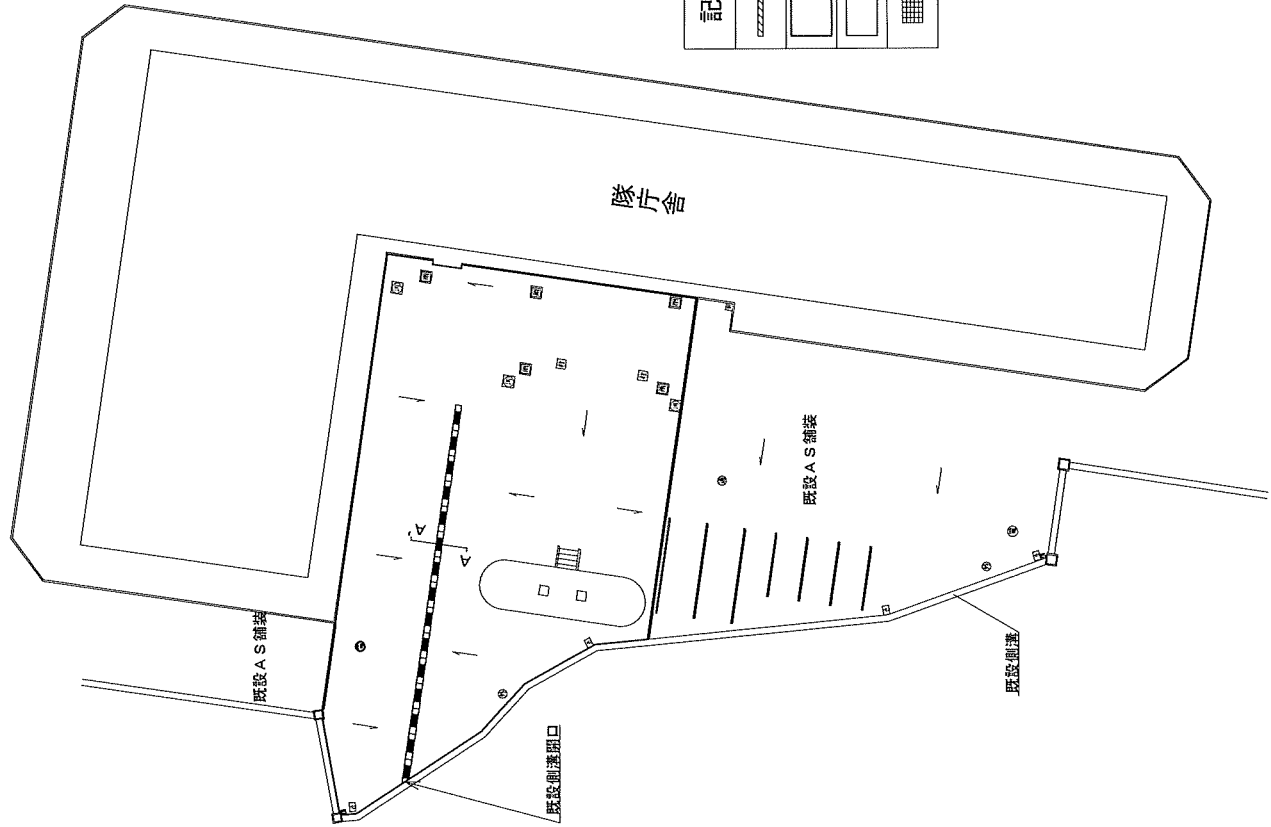
※1 床掘りは、幅1,000mm、深さ600mmを標準とする。
※2 インバートの勾配は、0.3%以上とする。

凡 例

記号	名 称	数 量
	国旗掲揚台	1箇所
	隊庁舎庇柱	2箇所
	雨水樹	5箇所
	電気MH	1箇所
	電気MH	1箇所
	汚水MH	3箇所
	通信MH	1箇所
	外灯	2箇所
	赤外線センサー	4箇所
	標識	2箇所
	郵便ポスト	1箇所

数量表

記号	名 称	数 量
	舗装版切断 (2箇所)	33.7m
	AS舗装 (舗装範囲)	804㎡
	新設側溝 (VS側溝)	30m
	新設グレーチング (T-25)	15枚



件 名 隊庁舎地区舗装工事

図 名 全体計画図

縮 尺 1/400

航空自衛隊 沖永良部島分屯基地